

原発への新たな融資制度案 とは？！

2026年4月20日

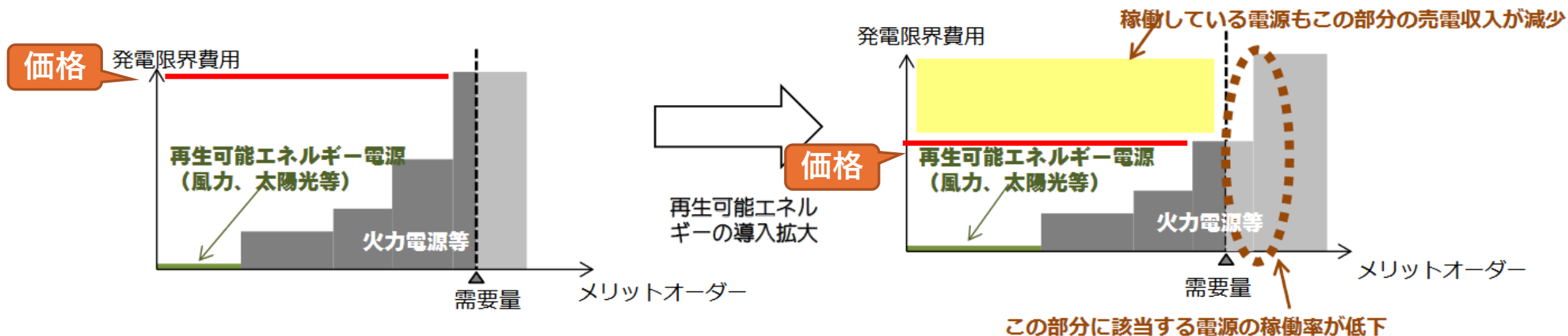
国際環境NGO FoE Japan

吉田明子 yoshida@foejapan.org



電力システム改革、再エネの増加で 大規模電源の採算性が悪化

再生可能エネルギーの導入拡大によるメリットオーダーへの影響



こうした電源について、投資回収の確実性が低下

出典：電力システム改革貫徹のための政策小委員会資料に加筆

電力システム改革と電力自由化

2012年2月 電力システム改革の検討開始

2013年4月 閣議決定



「電力システム改革専門委員会報告書」
2013年2月

<持株会社方式>

東京、中部



(分社後の送配電事業者の例)

東京電力パワーグリッド (※3)

※1 東京・中部に6社持株会社(原子力・再生可能エネルギーの発電事業を有する)
※2 東京・中部の火力発電事業は2019年4月、株式会社JERAへ統合済み
※3 東京電力は2016年に分社化済

<発電・小売親会社方式>

他社

北海道、東北、北陸、関西
中国、四国、九州、電発



(分社後の送配電事業者の例)

関西電力送配電

東北電力ネットワーク

1 2015年4月 電力広域的運営推進機関設立

2 2016年4月 小売全面自由化

3 2020年 送配電部門の法的分離

2016～2017年

電力システム改革貫徹のための
政策小委員会による議論

- 託送料金で廃炉費用、福島第一事故賠償費用を回収するしくみ導入
- 容量市場、ベースロード市場、非化石価値市場の導入

2024～2026年

電力システム改革の検証と
それを受けた「見直し」

- 大規模脱炭素電源の維持、促進

変動性再エネの増加により採算性の悪化する「大規模電源」
(火力・原子力)の救済政策

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

(2) 電力システム改革の検証結果等の振り返り

- 検証結果等では、次に、現状の評価を踏まえ、電力システム改革が行われた、この約10年の間に電力システムを取り巻く経済社会環境がどのように変化したかを整理した。その上でこれからの電力システムが目指すべき方向性についても整理を行った。

<電力システム改革の目的（電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定））>

① 安定供給の確保

② 電気料金の最大限抑制

③ 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大

<現状に関する検証や、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化を踏まえた課題>

- DX等により需要が増加する見込みの中での供給力の維持・確保
- 国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化
- 地政学的な環境の変化に伴う国際燃料価格の高騰等のリスク、物価高騰等の電気料金の上昇要因への対応 等

これからの電力システムが目指すべき方向性

安定的な電力供給を実現する

電力システムの脱炭素化を進める

方向性は相互に関連

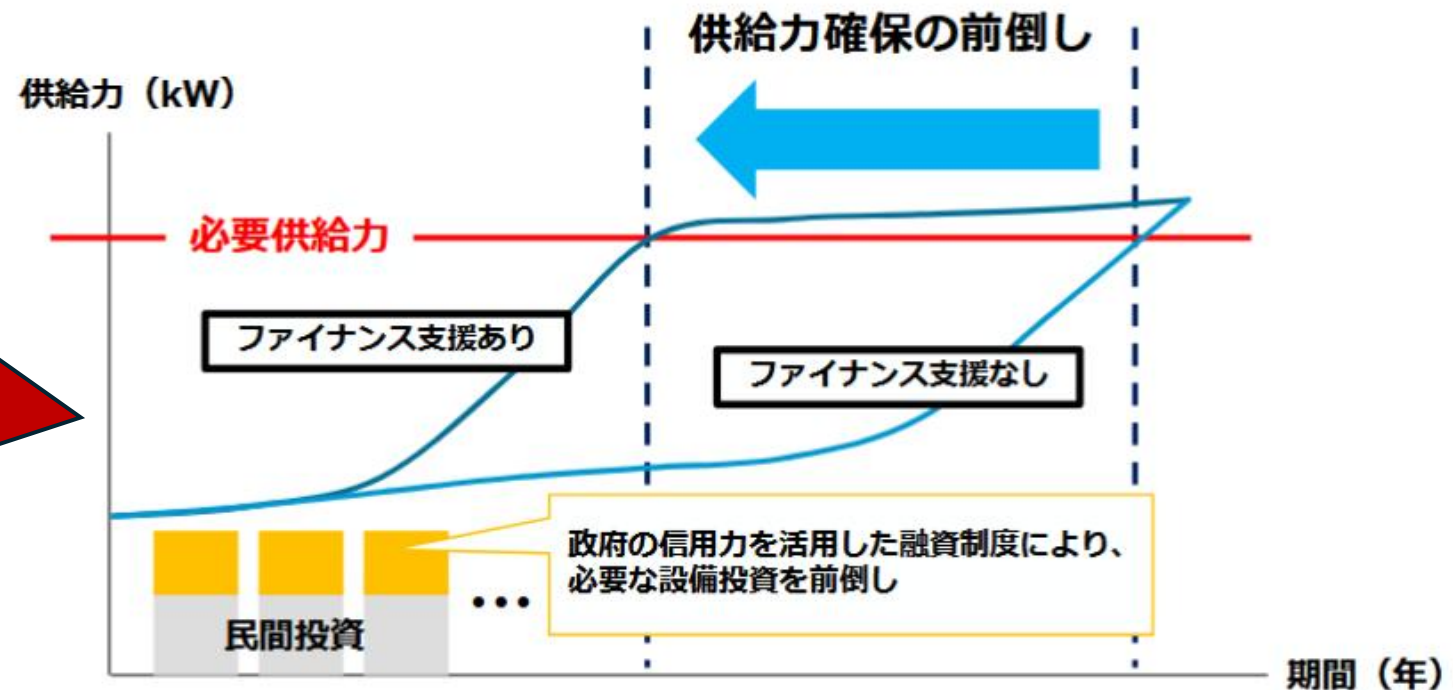
安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備する

大規模電源の維持
大規模「脱炭素」
電源の維持や新設

ファイナンス支援の必要性（イメージ図）

- 電源や系統の整備にかかるリードタイムを考慮すると、DXやGXによる今後の需要拡大や、2050年カーボンニュートラルに対応するためには、短期間に集中して、大規模な投資を行う必要。
- そのため、特に、民間からの資金調達が難しい長期・大規模な投資に対し、政府の信用力を活用した融資制度を活用した支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。

イメージ図（供給力確保）



既存の容量市場や長期脱炭素電源オークションは、契約金の受け取りは発電開始後から。建設中の資金手当てが必要とされた。

「新たな融資制度案」の経緯

- 2024年 電力システム改革の検証
- 2024年秋 原子力小委員会にて、原発新設に向けた支援措置の必要性について議論
RABモデルなどが例示される
- 2025年2月 第7次エネルギー基本計画
原発新規建設に向けてファイナンス支援の必要性を明記
- 2025年5月～ 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計議論スタート「次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」
- 2025年11月 基盤構築小委の下のWGで具体的融資制度案提示
- 2025年12月 WGとりまとめ（案）、小委員会中間整理（案）がパブコメにかかる
- 2026年1月 パブコメ終了前の省庁間協議開始が発覚
- 2026年3月 パブコメ結果公表、電気事業法改正案が閣議決定

融資制度の位置づけと融資の実施主体

- 電気事業法では、小売電気事業者の供給能力確保義務により必要な供給力が確保されることが基本とされているが、何らかの理由で必要な投資が行われない場合に備え、電力広域的運営推進機関が、電源入札等の方法により、「供給能力確保の促進」についての業務を行うことができるとされている。
- 今回、新たに検討を行っている政府の信用力を活用した融資制度についても、供給能力確保の促進のための制度として整理し、制度設計を行っていくことが、これまでの整理と整合的である。そうした観点から、新たな融資制度についても、電力広域的運営推進機関が担うこととする。
- また、系統については、一般送配電事業者がエリア内における整備を行うことが基本であり、整備に要した費用は、託送料金によって回収される仕組みとなっている一方で、電力広域的運営推進機関が、広域連系系統のマスタープラン等を策定するとともに、地域間連系線の整備等への貸付・交付金の交付業務等を行うことで、一般送配電事業者に対し、必要な設備投資を後押しする体制が整備されてきたところ。
- 今後、DX・GXが進展する中で、これまで以上に、迅速な系統アクセスへのニーズが高まることが想定される中で、地域間連系線に加え、必要な地内系統の整備についても、ファイナンス面での後押しを行っていく必要がある。こうした地内系統整備に向けたファイナンス支援についても、電力広域的運営推進機関が、地域間連系線の整備へのファイナンス支援と一体的に担うこととする。
- なお、電力広域的運営推進機関は、値差収益を原資とした連系線整備へのファイナンス支援を行っており、一定程度、融資業務を行うことができる体制を有しているが、今後、新たな融資制度を担う場合には、更なる体制の強化が必要となる。

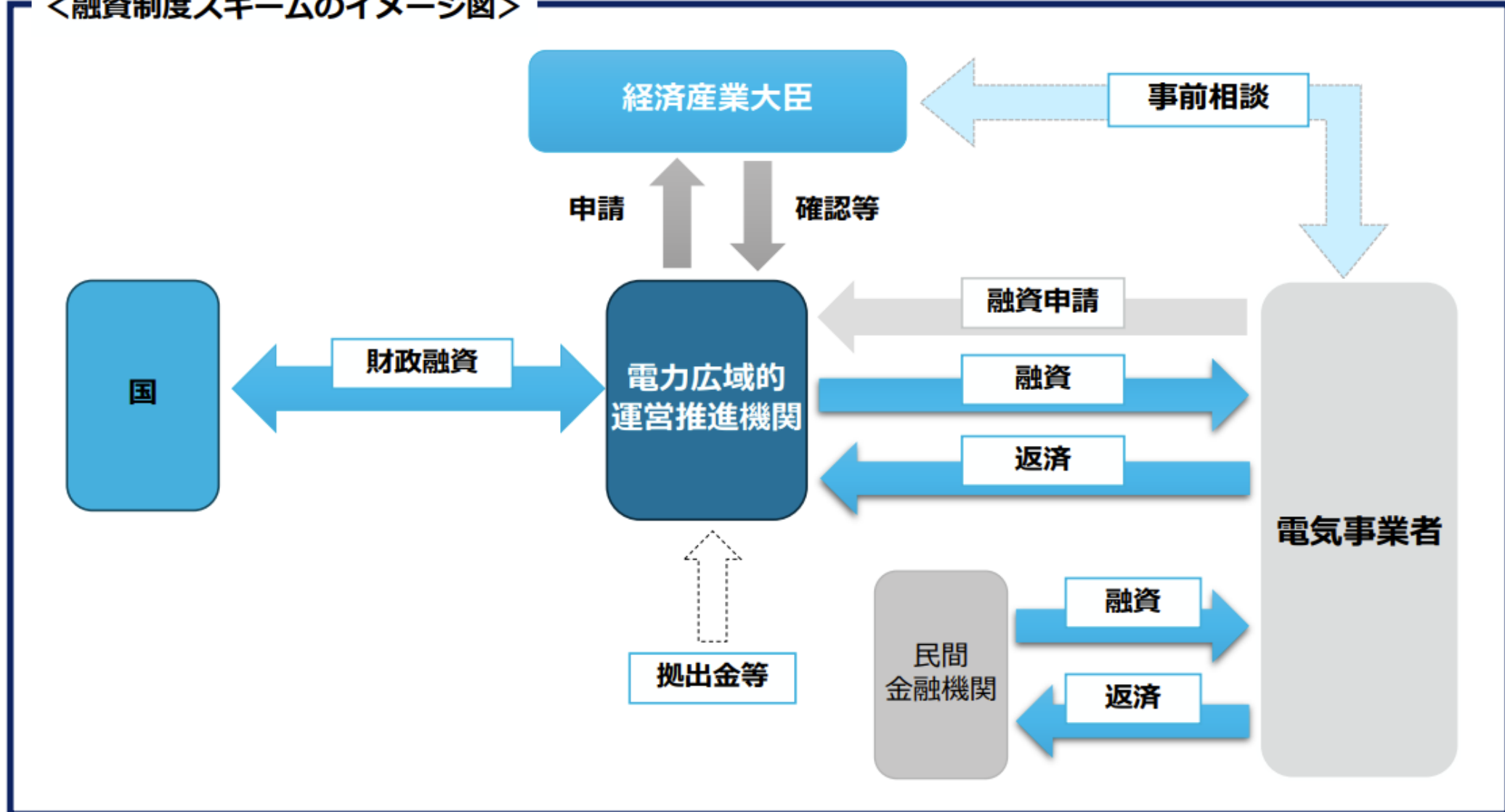
融資対象のイメージ

- 新たな融資制度は、長期・大規模な電源、系統投資の資金調達時の課題に対応するためのものであり、融資の対象については、電源・系統の規模や投資期間の観点から、一定の条件を付すことが必要である。また、経済産業大臣が融資対象について確認等するプロセスを設け、大臣が認めた案件に融資対象を絞り込むスキームを検討する。
- 例えば、電源については、安定供給の確保という観点からは、「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万kW以上の発電設備を有すること）等を参考にしつつ、一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本とする。また、系統については、地域間連系線は、現行制度同様に、認定整備等計画で定められた系統整備を制度の対象とする。地内系統については、基幹的な系統を対象とする観点で、上位二電圧など一定以上の電圧に係る設備を制度の対象とすることを基本とする。
- また、政策的なプライオリティを考えると、
 - 電源については、今後、需要家側のニーズが高まることが想定される脱炭素電源への投資支援を行うことを基本として、制度設計を行う。その際、具体的な電源種の絞り込みについては、脱炭素電源への投資支援を行っている長期脱炭素電源オークションの対象電源を参考としつつ議論を行う。
 - 地内系統については、DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家側のニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い案件への支援を行うことを基本として制度設計を行う。
- 投資期間については、一般に、民間金融機関では融資が難しいとされる、原則10年以上の投資期間（投資時から回収までの期間）を要する案件であることを条件とする。
- 加えて、支援の許容性の観点からは、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた取組の状況などを確認し、必要と認められる場合に新たな融資制度による支援を受けられるよう制度設計を行う必要がある。
- 上記の基本的な方向性を踏まえた上で、詳細な条件については今後検討を深めていく。

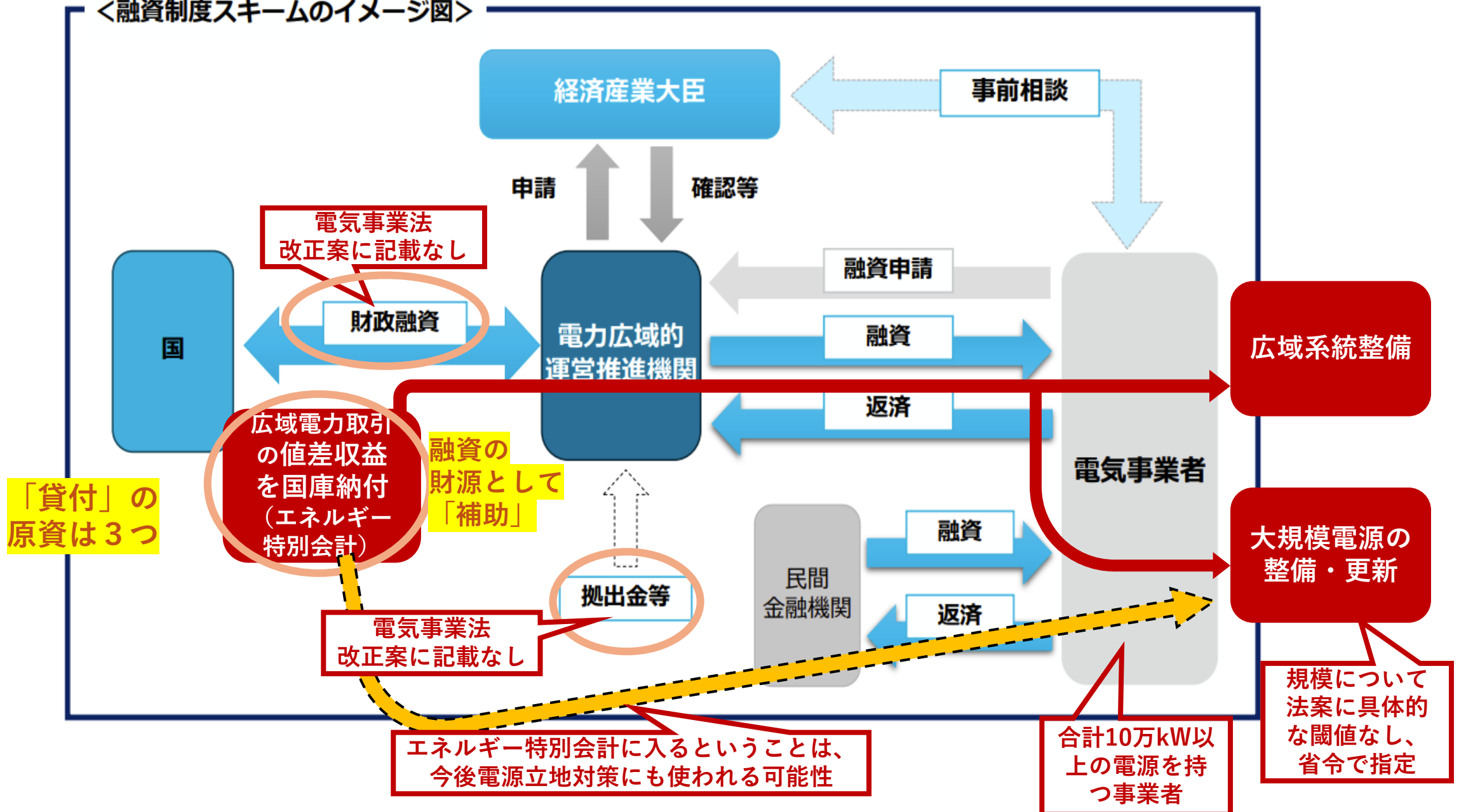
融資スキーム（資金調達）

- 前述のとおり、新たな融資制度については、電力広域的運営推進機関が担うこととなる。今後、融資スキームを具体化していくに当たり、財政融資を活用した資金調達手段を検討する。
- その際、調達した資金の償還を確実に進めていけるようにすることが必要となる。この点、民間の金融機関と同様に、新たな融資制度においても、融資先から、一定のリスクプレミアムを徴収し、リスクへの備えとすることが必要となる。
- 加えて、
 - 融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する、
 - また、例えば、融資業務に充てるため電力広域的運営推進機関に国からの財政措置を行う、
 - 電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける、といった対応を行う。

<融資制度スキームのイメージ図>



＜融資制度スキームのイメージ図＞



電気事業法の一部を改正する法律案の概要

背景・法律案の概要

- ✓ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化により**国際的なエネルギー情勢が変化**する一方、国内ではDXやGXの進展による**電力需要の増加**が見込まれている。
- ✓ こうした中で、**電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進**するべく、**大規模な地域内・地域間送電線の整備の促進**や**大規模電源の整備の促進等による供給力の確保、電気事業の安定的・持続的発展のための環境整備、太陽電池発電設備等の安全性の向上**等に関する措置を講じる。

1. 大規模送電線・大規模電源の整備の促進等

(1) 大規模送電線（地域内送電線・地域間送電線）の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が一般送配電事業者等の**地域内送電線等の整備計画を認定し、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）**※が**整備等に必要な資金の貸付け**を行う（財政投融資等を活用）。
※電気事業の広域的運営の推進のため、電気の需給状況の監視や供給力の確保の促進等を行う認可法人
- ② 電力広域機関が行っている一般送配電事業者等に対する**地域間送電線等の認定計画に基づく整備等に必要な資金の貸付けの原資を拡充**する（財政投融資等を活用）。
- ③ 広域での電力取引によって生じる資金（値差収益※）を**国庫納付**することとし、**電力広域機関への補助を通じた地域間・地域内送電線の整備等に活用**する。
※卸電力取引所において電気を北海道・東京などの供給エリアを越えて売買するときに発生する差額

(2) 大規模電源の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が大規模発電事業者の**大規模電源の整備計画を認定し、電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付け**を行う（財政投融資等を活用）。
- ② **大規模発電事業者**が大規模電源を休廃止する際に、**一般送配電事業者等と事前に協議**を行うことを定める。

2. 電気事業の安定的・持続的な発展のための環境整備

(1) 小売電気事業の事業環境整備

- 小売電気事業の適正化のため、**小売電気事業者の登録取消事由に一定期間の休止等を追加**する。

(2) 電力取引の促進

- 現行の翌日市場（翌日の電力の取引を行う市場）に加えて、今後、安定供給の確保の観点で重要となる**中長期市場**（翌々日以降の将来の電力の取引を行う市場）や**需給調整市場**（需給バランスを一致させるために必要な電力（調整力）の取引を行う市場）を開設する各卸電力取引所を**経済産業大臣が指定・監督できるものとし、市場運営の健全性を確保**することによって、**電力の卸取引の活性化**を図る。

3. 太陽電池発電設備等の安全性の向上

- ① 太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、その支持物等について**第三者機関（登録適合性確認機関）による工事前の技術基準への適合性確認の対象とする**ことで、強度等の構造の安全性を高める。
- ② 製品・施工不良等、設置者のみでは原因究明・再発防止等が困難な場合に、**製造・輸入販売事業者、工業者に必要な協力を求める措置**を設ける。

「財政投融资等の活用」は、
大規模送電線整備と、大規模電源整備の両方に
法案には記載なし

値差収益について、概要では
大規模送電線整備の項目に書かれているが、法案
では大規模電源整備にも使える表現となっている

1 大規模送電線・大規模電源の整備の促進等

(1) 大規模送電線（地域内送電線・地域間送電線）の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が一般送配電事業者等の地域内送電線等の整備計画を認定し、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）※が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融资等を活用）。
※電気事業の広域的運営の推進のため、電気の需給状況の監視や供給力の確保の促進等を行う認可法人
- ② 電力広域機関が行っている一般送配電事業者等に対する地域間送電線等の認定計画に基づく整備等に必要な資金の貸付けの原資を拡充する（財政投融资等を活用）。
- ③ 広域での電力取引によって生じる資金（値差収益※）を国庫納付することとし、電力広域機関への補助を通じた地域間・地域内送電線の整備等に活用する。
※卸電力取引所において電気を北海道・東京などの供給エリアを越えて売買するときに発生する差額

(2) 大規模電源の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が大規模発電事業者の大規模電源の整備計画を認定し、電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融资等を活用）
- ② 大規模発電事業者が大規模電源を休廃止する際に、一般送配電事業者等と事前に協議を行うことを定める。

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

九 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項（第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十 認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十一～十四 (略)

(広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置)

第二十八条の五十六の二 政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

法案の問題点（融資関係の部分）

- 審議会資料では「50万kW以上、投資期間10年以上」が対象目安とあったが、法案には記載なし。
- 電力取引の値差収益がエネルギー特別会計に入れられ、系統整備のための貸付に「補助」される。これが大規模電源の整備・更新にも適用される。「補助」の財源はこれだけなのか？
- 「法律案概要」資料で、貸付の原資として「財政投融资等」とあるが、法案には記載なし。
- 広域機関が財政投融资を受ける機関に変更される。
- 「一般送配電事業者から 拠出金等」について法案に記載なし。



貸し倒れリスクがあり、国庫資金もしくは一般送配電事業者を通じてすべての消費者がそのリスクを負担するしくみ

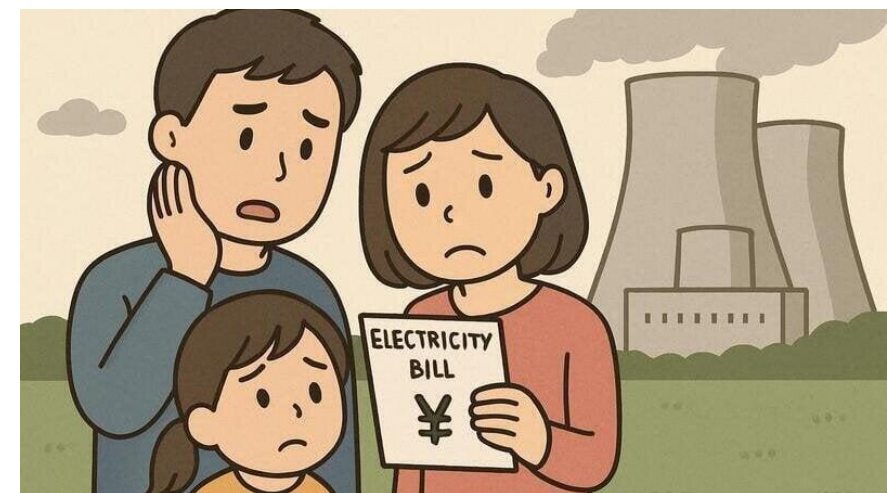
オンライン署名 原発新設で電気代が上がる?! 国民負担の新融資制度案に反対します



原発の新規建設費用はすでに数兆円。
さら上昇の可能性もあります。

新しい原発優遇の融資制度案は、**原発新設を
国の借金や消費者の電気代で支える
ものです。
発電事業者や投資家が負うべきコストやリス
クを消費者に広く負わせる
ものであり、許さ
れません。**

私たちは導入に強く反対します。



Change.orgにて「原発新設」で検索

大規模電源支援と消費者負担

- 容量市場は、大規模電源を調達しない新電力からも維持費用を回収するしくみ
- 長期脱炭素電源オプションは、それを応用し、大規模電源の新設や改修を支援するもの
(LNG火力や既設原発改修などが落札)
- 原子力新設は、それでも民間の投資促進が困難
→国が融資を行う新制度導入へ

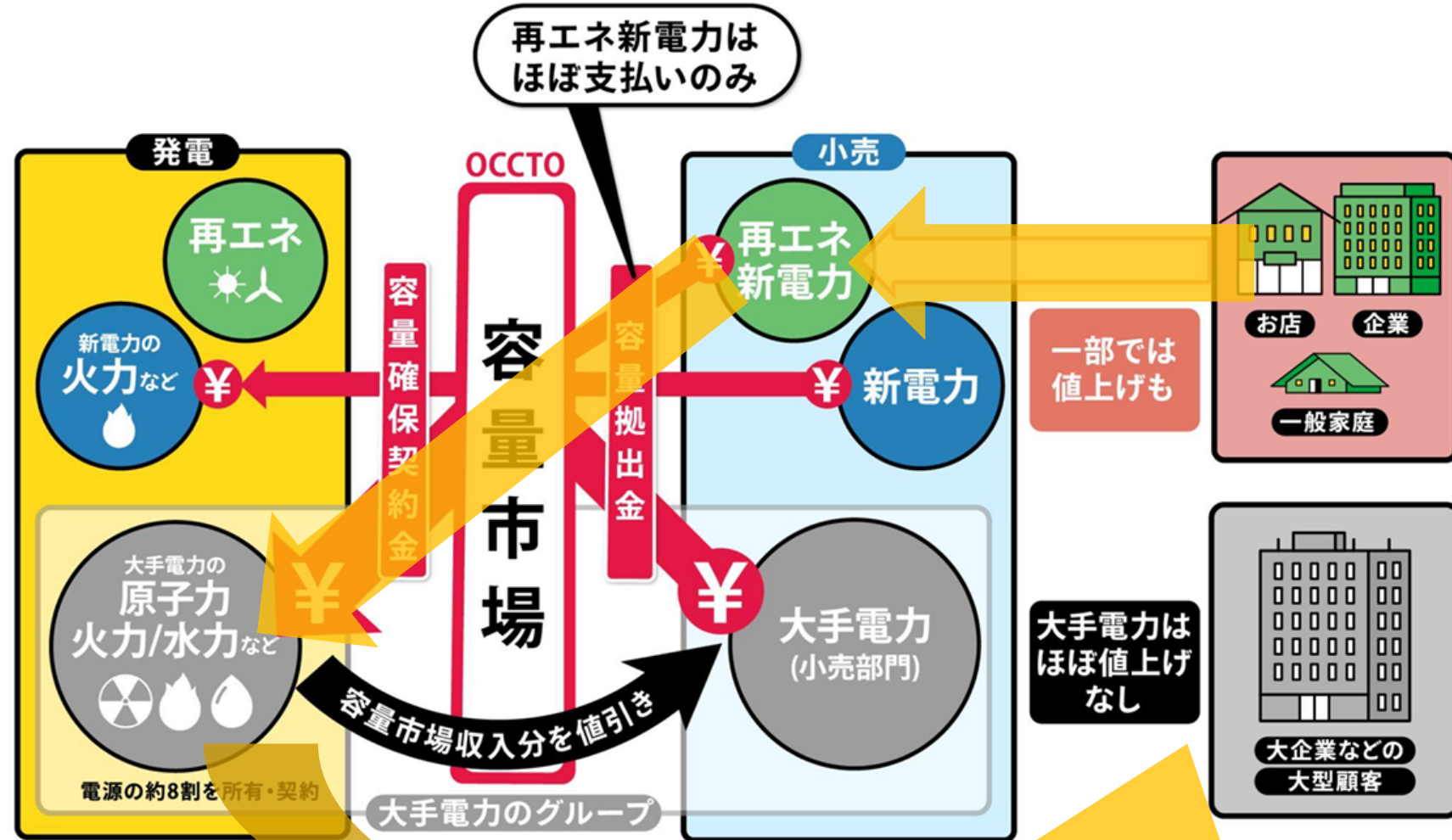


図: 容量市場のしくみ

消費者負担の増加

電力システム改革とエネルギー政策

従来

発電・送配電・小売
垂直統合

地域独占

総括原価
方式

原発前提

2012年～2013年
電力システム改革
再エネ促進政策

2016年～現在
原発「事業環境整備」
廃炉費用等の託送料金回収
容量市場
長期脱炭素電源オークション
新たな融資制度案

改革後

分社化

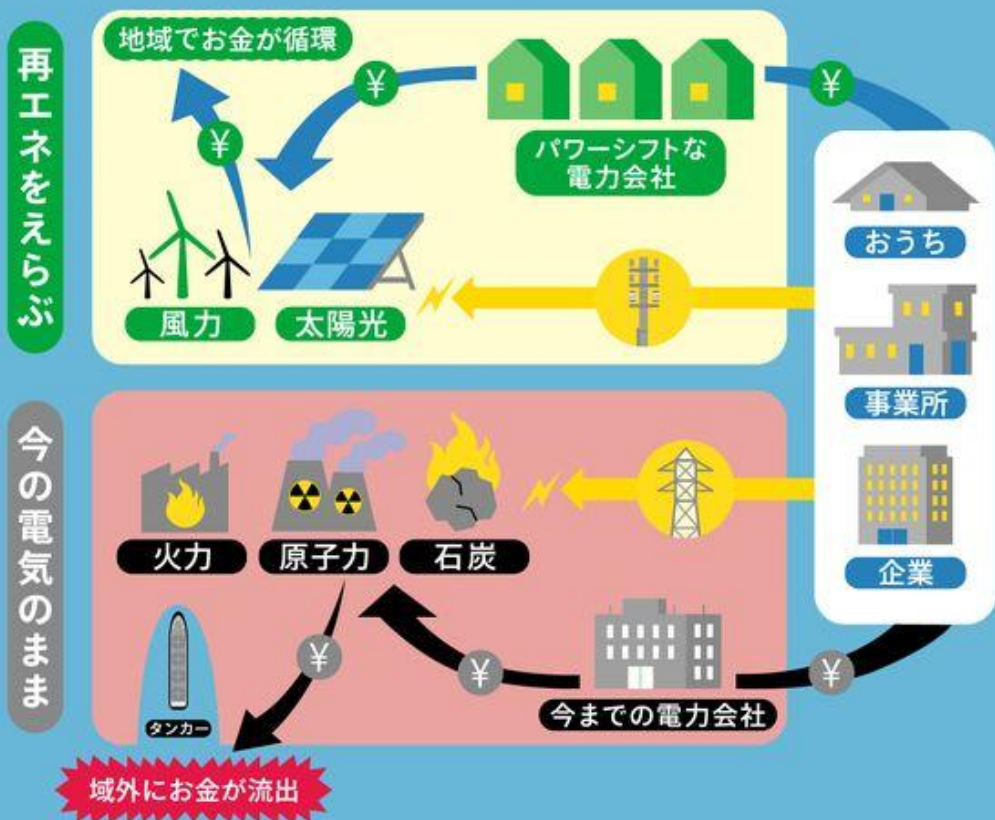
電力自由化

価格競争

再エネ増

原発・火発は
経済性低下

お金のながれを 変えよう



電気とお金のながれ

電気を選んで 未来を変えよう



パワーシフト・キャンペーンに参加しよう